

1. 日 時 令和元年7月8日（月）14：00～16：50
2. 場 所 福島市市民会館 502号室
3. 出席者 委員15名、オブザーバー4名、市（事務局含む）8名
4. 次 第 別紙のとおり
5. 内容要旨

1 議 事

- ① 議事①あづま小富士第1発電所（仮称）計画に対する意見について
- ② 議事②福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（案）について
- ③ 議事③その他

【質問応答要旨】

- （1）議事①あづま小富士第1発電所（仮称）計画に対する意見について（一括説明一括質疑）
※別紙1「あづま小富士第1発電所（仮称）計画について」に沿って説明。

〔事業者〕

「（1）関連資料の提出について」から「（3）市街地等からの景観について」まで、資料（非公開）を用いて説明。

○弊社には標準のメンテナンスマニュアル（非公開）がある。マニュアルは発電所の特性/仕様に合わせて決定する。内容については、皆さんが懸念している事項等を反映することとなる。

○事業敷地内で浸透試験（12カ所）を行った。自然浸透が今回の設計コンセプトである。

○事業地内に沈砂池を約30カ所設置する計画である。

○今後、実際に沈砂池を設置する場所において、再度テストし詳細設計を行う。

「（4）野生動物への影響についてNo.1」を説明。

〔事務局〕

「（4）野生動物への影響についてNo.2」を説明。

○事業者が実施した環境影響評価の妥当性について専門家に伺うことを想定している。

〔事業者〕

野生動物の動きを予測することはほぼ不可能なため、効果的な対策を練ることが重要。福島市でも猪の被害が多いと聞いている。その対策として、「資する取組」の寄付等を活用した対策も検討して欲しい。

〔事務局〕

「（5）環境影響評価について」、「（6）廃棄費用の積立てについて」を説明。

〔事業者〕

「（7）再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組についてNo.1」を説明。

〔事務局〕

※事務局回答については、議事②「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（案）について」で説明。

〔事業者〕

「(8) その他」を説明。

○今後、地元住民に対して、工事開始直前の工事説明会を実施する予定。

〔委員〕

事業者は沈砂池を設けるため、河川に直接放流はしないので、「放流同意」は不要とのことだが、以前に事業者が提示した流水係数について、副会長からは流量が増えるのではとの発言があった。今回の計画では、沈砂池を設置することとなっているが、少なからず影響があるのではないか。

河川管理者と協議する際には、現在の鍛冶屋川の状況（河床に木が生えている）についても河川管理者に伝えて欲しい。

〔事業者〕

今回は地下水の影響を考慮し、各地点で浸透させたい。沈砂池の他に、切った木材をチップにして並べたり、編柵工や木柵工を施工したりして十分に浸透するような手法を取る。また、浸透試験を行い沈砂池の容量を検討していく。

また、既存の側溝を修理する際には、浸透側溝も検討し、河川への流出量を抑える。

〔委員〕

沈砂池等の設備は20年・30年経つと機能が低下してくるのではないか。

〔事業者〕

事業地にはメンテナンスチームが常駐し、電気の部分だけではなく、側溝などもメンテナンスする。

〔委員〕

敷地からの排水は鍛冶屋川に流出するため、現状から全く変わらないとは言えないため、河川管理者に働きかけていただきたい。

〔事業者〕

現状よりも能力を高めるように設計をしており、川に流出する量は現状より減る。

〔副会長〕

地形的に伏流している地域であるため、少し水が出るとドンと水量が増える場所であることは確か。

雨の降り方が変わってきているのは認識しており、学会でも話題には出るが、解決策が決められない状況。学者の見解を受けてからとなるため、今の段階では、行政で予測して対応することが難しいことを理解してもらいたい。

〔会長〕

現状より河川への流出量が減るという表現を入れた方が良いかもしれない。

〔事業者〕

直接放流するわけではないため、水は増えないが、事前に事業計画を河川管理者に伝えたい。

〔委員〕

資料1の(7)に関連して、事業者は、農業振興に資する取組とは切り離して、今後20年間不安を抱えながら生活しなくていけない地元住民に対し何かしらの対応策を考える必要があるのではないか。

〔事業者〕

検討させていただく。

〔委 員〕

荒川の上流で、福島県が地すべりのゾーンとしている場所がある。

現在、井戸を掘って調査をしているため、事業者が自然浸透を想定しているのであれば、事前に河川管理者と協議したほうがいいのではないかな。

〔副会長〕

地すべりに関して、当該事業地が地すべりの危険地域ではないことを確認しているが、防災科学技術研究所が地すべり地形分布図を公開しており、当該事業地は地すべり地形区域となっている。

しかし、前回、現場を見た時にはほとんど動いていなかったため、当地は違う原因で地すべり地形に見えているという認識である。

〔農政部長〕

今回、主要な眺望景観として選定されていない「福島駅」については、他の眺望点と比べ、見る人が多いポイントと思われる。

〔事業者〕

資料を確認してみる。

〔事務局〕

他事業者により進められている営農型太陽光発電事業に関する福島県環境影響評価について、県から状況等について説明いただきたい。

〔オブザーバー〕

他事業者が計画する営農型太陽光発電事業は、アセス対象にはならないと判断した。県の条例では、工場又は事業場の用地の造成事業が対象となるが、営農型太陽光発電ということで、農業と発電を合わせて行うことが絶対条件となる。現状では農地復元のための作業を行っている。農地復元の作業は造成にあたらないため、アセスの対象事業とはならないと判断した。

農転許可を受けた後のパネルの設置の作業時に、仮に造成があった場合、面積によっては対象となる可能性はあるが、他事業者の説明によると、パネル設置作業の場合には、土地の切り盛りといった造成にあたる作業はないとのことであったため、アセス条例の対象にはならない。

〔会 長〕

他事業者への市の対応方針を説明してください。

〔事務局〕

市としては、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう十分な対策を強く要請していきたい。また、市農業委員会事務局において、支柱の部分に対して、農地法に基づく一時転用許可を出すことになる。その際、他事業者から市長の意見を求められるため、関係部署と連携し、事業者に対し、住民への十分な説明や災害対策等を講ずるよう求めていく。

〔会 長〕

強い指導はするが、強制ではないということか。

〔事務局〕

農地法に基づく一時転用許可の際には許認可権があるため十分に指導していきたい。

〔市農業委員会事務局〕

他事業者が今後太陽光パネルの設置をする場合、支柱の部分が農地として活用できないため、一時転用の許可を出すことになる。その際に、福島市長の意見や福島県の意見、土地改良区の意見が求められるが、その中で、他事業者側と複数回やり取りし、意見がなくなるまで他事業者側と対策を調整していきたい。

〔会 長〕

他事業者に対しても、同様の「対策」を求めてもらうことができれば、吾妻開パ全体での事業が上手くいくのではないかと。こちらの事業での対策を早く決めることが、他事業者に対する指導の中で有効に使える方策と考える。

〔委 員〕

これまでの議論によって、わさび田に影響を及ぼすおそれがある場所については、パネル設置箇所から除外してもらっている。しかしながら、設置した後に問題が発生することもあるのではないかと。そういった場合には、協議をさせてもらい、改善する必要がある。また、20年後に事業を継続する場合には、再度、地元と協議をするといった取り決めを盛り込んでもらいたい。

〔会 長〕

協議会自体は事業継続にあわせて存続するのか。

〔事務局〕

事業の進捗管理なども協議会の役割であると認識している。

(2) 議事②福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（案）について

※資料2「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（案）」に沿って事務局より説明。

〔事務局〕

福島市として策定する基本計画は一本である。今回は当該地区を範囲とし策定するが、今後、別な地区での事業も想定されるため、その際は、今回策定する計画に追加していくこととなる。

○設備整備区域に農地を含める場合、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内の農用地でないことが条件となる。

○事業計画地においては、今年3月、福島市農業振興地域整備計画の総合見直しにより、区域の大部分が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域から除外されている。

○残った一部の農用地区域内の農用地については、事業者が並行して「農振除外」の手続きを進めている。

○設備整備区域としての農地転用範囲の見通しが整ったことから、農業委員会が設備整備区域に含めようとする農地の状況調査を実施する。調査結果については、次回協議会で提示する。

○「農林漁業の健全な発展に資する取組」について、多くの事例では売電収入の一部を自治体で設置した基金へ寄付し、農林漁業を取り巻く環境改善や課題解決、農林漁業者の経営改善などの取り組みに活用しているものであり、これらを参考にして検討していきたい。

〔委 員〕

基本計画（案）P2の5（3）に関連して、これまでの議論により、一定程度の安全・安心が得られたと理解してよいか。

〔副会長〕

これまでの協議により一定程度の安全は得られたと認識している。今後、実際に事業が動いていくなかで、パネルの設置等に対して逐次確認をしていく必要はある。

〔会 長〕

現地説明などをとおして、事業者の対応は誠実であると感じた。また、今不安に思っていることに対しては、適切に処理が進んでおり、事業実施にあたって気が付くことについては大体出てきたのではないかと。

次のステップに移行した際の、新たな課題についてこれまで同様に誠実に対応していく仕組みは大切。

〔会 長〕

「資する取組」について、事務局で案を考えているのか。

〔事務局〕

皆さんのご意見等を聞きながら検討していく。割合について、国のQ & Aでは、5～1%までとなっている。また、基本計画には明記しないというのがここ最近で策定している他市町村の例となっており、詳細については別途定めるとする手法もある。

今後、事業者が作成する設備整備計画には、具体的な数字を記載する必要がある。

〔委 員〕

寄付金の使途については、協議会とは別な組織を設置し検討するのか。

また、どのような手法で福島市全体の農業振興に使う想定をしているのか。

「資する取組」については、法的に定められているものであるため検討していただき、別紙2の岩手県盛岡市のように「市への寄付金のほかに、地元地域へも寄付することとしている。」という事案もあるため、その辺を要望したい。

〔農政部長〕

造成した基金の使い方に関しては、市域全般の農業振興として一括りとしてあるかと思う。根拠としては、市の農業振興計画があるため、それに基づく事業となる。現状としては、獣害対策や担い手育成などへの対応・対策に充てることも考えられる。その際、吾妻開パを含めた、周辺地域の農業振興を優先的に対応することは当然ありえることだと認識している。

協議する場について、第三者的に設ける場合もあるかもしれないが、これについては、市と関係する地域、全体としては市の計画があるため、その中で、その時々に応じた事業を実施することとなる。

〔委 員〕

協議会とは離れるというイメージか。

〔農政部長〕

基金事業として協議されることを想定している。

〔環境部長〕

割合について、今後、事務局として事業者と具体的に議論させていただきたい。そのうえで、次回の協議会の場で、事業者との協議の結果を示し、それに対して皆さんからご意見をいただきたいと考えている。

〔オブザーバー〕

全国的な傾向として、事務局から話があったとおり、寄付という手法が増えてきている。

この法律は地域の持続的な発展を願ってつくられた。FITの売電期間は20年であるが、設備そのものはその後も続くことになるため、長期的に地域を発展させる取組について議論される中で、100年後の計画を立てようとしてもなかなか決まらないところもあり、寄付というかたちで一旦預けて、1年毎に使い方について協議会で議論するといったやり方が増えてきている。

〔委 員〕

基本計画（案）P3の7について、もう少し具体的な内容を明記していただきたい。

地域からは事業終了後を心配する声が強くなる。

〔事務局〕

表現等を検討したい。また、撤去費用等の積立金については国の動きも注視していきたい。

〔委 員〕

基本計画（案）P 3 の 6 （ 2 ） について、「認定設備整備計画についてその実施状況を調査し、～」と記載はあるものの、基本計画自体を P D C A で回すことについての記載がないが、例えば、協議会でその都度、期間を定めて評価をするような仕組みはないのか。

また、他の事業者について、基本計画（案）P 4 の 8 （ 4 ） に「営農型発電事業者等とも連携しつつ、実施していく。」というようなニュアンスを加えることはできないのか。

〔事務局〕

十分に検討し次回協議会の際にご提示したい。

〔委 員〕

再エネ法を活用した農地転用については、次回の協議会対応となるかと思うが、資料 1 の（ 8 ）その他一 5 において、「他事業者が農地再生を行い、現況は耕作可能な優良農地となっている。」という意見に対し、事業者は、「事業敷地は荒廃農地として認識している。」と回答しているため、その点については、十分に現地を確認したうえで、次回の協議会で示してもらいたい。

結果、「再生利用困難な荒廃農地」等でなければ、農地転用のみなし扱いが不可となるため、そういった農地であれば、区域の変更を検討する必要も出てくる。

（ 3 ） 議事③その他

〔委 員〕

営農型太陽光発電事業について、営農目的ではなく、発電事業を主とした事業とわかっていても、強制力のある指導をすることができないということだが、何か規制等を作らないと今後同様の案件が出た際にも対処できないのではないか。

〔オブザーバー〕

営農型太陽光発電事業においては、農地法に基づく一時転用許可の際、十分に精査する必要がある。

そのうえで、一時転用許可期間を設け、定期的に事業内容を確認することにより、要件を満たしていない事業があれば、撤去命令や農地転用許可の取消しとなる可能性もある。

また、F I T 法を活用した事業であれば、関連法令の違反として、認定の取消しという措置を行うことも視野に入れた取組みとなっている。